

砂川市規則第32号
令和4年9月30日

砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第10号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。